

OMTCI 事案の概要

直接金融による無借金経営を標榜していたMTCIは、その社会的信用を維持するため、平成11年5月期決算において、イ) 決済見込みのない小切手による新株引受権付社債の払込みの仮装、ロ) 見せ金増資、ハ) 見せ金増資等のための借入・返済資金の差額を、「株式取得のための預託金」として投資未決算勘定に計上、して虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 新株引受権付社債の払込みに用いられた小切手は、払込の翌日に不渡りとなったが、不渡りとなった経緯や小切手が不渡りとなった際の社債代金払込の有効性等について、十分な検証や法律上の検討が行われていない。
- ② 増資の引受者が、増資払込の前日に新株引受権付社債の払込について不渡りを発生させているにもかかわらず、増資資金の調達経緯等を確認しておらず、また、MTCIが増資払込直後に多額の出金を行っているにもかかわらず資金使途等を十分に確認していない。
- ③ 「株式取得のための預託金」に係る株式譲渡契約書等が期末には存在しなかったこと、取得しようとした株式に係る株券が不発行であったこと等から、当該株式譲渡契約等の信憑性に疑いをもつべきところ、必要な手続を怠っている。